

# 【医療機関のかたへ】 麻しんの届出及び検査等について

## 1

### 診察時の注意点について

麻しん疑いのある方を診察する際は、空気感染対策を考慮し、待合室を別にする。  
職員については、過去の予防接種歴・麻しん抗体価等を確認するなど、引き続き院内感染対策をお願いします。

参考:「医療機関での麻しん対応ガイドライン第七版」

## 2

### 麻しんの発生届について

届出基準に合致する麻しん症例は、直ちに届出が必要です(検査診断がまだ実施されていない「臨床診断例」を含む)。  
※感染症法第12条第1項により定められています。




感染症サーベイランスシステム、または、麻しん発生届に必要事項をご記入の上、ご報告をお願いします。

## 3

### 検体採取について

下記を参考に検体を採取し、検査票のご記入をお願いします。

※検体は冷蔵で保存してください。

検体	採取容器	採取方法等
咽頭拭い液		ウイルス検査用保存液入り容器を使用する。 ない場合は、空の滅菌スピッツに咽頭を拭った滅菌綿棒を入れることでも可。 注意 培地入りの細菌検査用の容器(シードスワブなど)や生理食塩水の入った容器は使用しない。
全血血液		保健所在庫の EDTA 採血管または医療機関で通常使用している EDTA 採血管(一般血液検査用・塩は Na、K いずれも可)を使用する。5ml 程度採取する。 注意 ヘパリン入り採血管や血清分離剤入りの採血管は使用しない。
尿		保健所在庫の採便容器、滅菌スピッツまたは医療機関で通常使用している滅菌容器(フタがしっかりしまるもの)を使用する。5ml 程度採取する。

[詳しくは、狭山保健所のHPでご確認ください](#)

埼玉県狭山保健所(感染症担当)

電話 04-2954-6212(平日8:30~17:15)

